

議案第74号

明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事 (第2工区) 請負契約の変更について

明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事(第2工区)について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年大口町条例第4号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 明日の学校づくり施設整備事業
大口北っ子わくわく小学校整備工事(第2工区) |
| 2 契約金額 | 変更前 金65,579,850円
変更後 金69,336,750円 |
| 3 契約の相手方 | 江南市古知野町牧森107番地
松岡建設株式会社
代表取締役 松岡一成 |

平成21年9月24日提出

大口町長 酒井 鎭

(提案理由)

この案を提出するのは、明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事(第2工区)の設計変更に伴い、請負金額を変更するため必要があるからである。

変更設計内訳表

(単位:円)

	当	初	変	更
工事価格(税抜き)	(B)	84,119,000	(B1)	88,938,000
消費税相当額	(C)	4,205,950	(C1)	4,446,900
設計金額	(A)	88,324,950	(A1)	93,384,900
税抜契約金額	(E)	62,457,000	(E1)	66,035,000
消費税相当額	(F)	3,122,850	(F1)	3,301,750
契約金額	(D)	65,579,850	(D1)	69,336,750

(D1) - (D) = 3,756,900円

$$E1 = B1 \times E / B$$

$$F1 = E1 \times 0.05$$

- 1 E1の段階で千円未満切り捨て
- 2 消費税相当額は円未満切り捨て